

平成28年度 第1回 青森県建築審査会 議事録

日時：平成29年3月23日（木）13:30～

場所：ラ・プラス青い森 3階 カトレア

司会 : 定刻となりましたので、ただいまより平成28年度第1回青森県建築審査会を開催いたします。
まず、建築住宅課長より、ご挨拶申し上げます。

〔 課長挨拶 〕

司会 : それでは、会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、会長をお願いいたします。

会長 : それでは、審議に入ります。議案1号について事務局より説明をお願いします。

事務局 : それでは、議案第1号について、説明します。
議案第1号
建築基準法第48条第12項ただし書きの規定に基づく許可について
物品販売業を営む店舗（六ヶ所村）の計画概要等について説明

会長 : それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

各委員より

- ・ 身障者用駐車スペースを設置するとあるが、計画図に明示がない。設置する位置は建物出入り口付近が好ましい。
- ・ 予定営業時間が8時から20時までとなっているが、従業員数が14名程度としており、就労環境に留意していただきたい。また、8時から営業としているのは何故か。
事務局回答) → 近隣に物販店がないため、通勤者や近隣住民への利便に配慮しているため
- ・ 配置図で、国道からの敷地入り口部分にゲートを設置するような表記に読めるが不明確である。設置の有無は審議に影響ないものであるが、図面表記内容が明確となるよう留意いただきたい。

会長 : 各委員から意見等をもらったが、内容は許可に問題ないものであるため議案第1号は 同意 としたいと思いますがよろしいか。

各委員 : 異議なし

会長 : それでは、議案第1号は 同意 といたします。

なお、意見にもあった、図面の表記については事務局で内容を確認していただきたい。また、身障者用駐車スペースの位置を建物出入口付近に設置するよう口頭で申請者へお伝えいただきたい。

続けて、議案第2号について事務局より説明をお願いします。

事務局 : それでは、議案第2号について、説明します。

議案第2号

建築基準法第48条第7項ただし書きの規定に基づく許可について
自動車ショールーム（むつ市）の計画概要等について説明

会長 : それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

各委員より

- ・ 当該許可内容が平成24年3月31日付け国住街第257号「自動車修理工場の立地に関する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用（技術的助言）」による技術的指針とその適合状況について説明願いたい。

事務局回答) → 当該技術的指針の説明及び計画の対応適合状況について説明

- ・ 技術的指針にあるように、騒音発生源であるコンプレッサーを設置する隣地方向外壁の透過損失値の明示が図面にない。周辺環境に配慮するよう明示させるべきである。また、他の周辺環境へ影響を与えないための措置について、もっと解りやすいよう図面に明示させるべきである。

会長 : 各委員から意見等をもらったが、内容は許可に問題ないものであるため議案第2号は 同意 としたいと思いますがよろしいか。

各委員 : 異議なし

会長 : それでは、議案第2号は 同意 といたします。

司会 : 本日の議案については全て『同意』として手続きを進めさせていただきます。

会長 : それでは、引き続き、報告案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 : それでは、報告案件の建築基準法第43条第1項ただし書きの規定に基づく許可における包括同意について、前回建築審査会（平成27年9月3日）で報告した以降の許可分をご報告いたします。

(報告内容を説明)

会長 : 何か質問はございませんか。

各委員 : (なし。)

会長 : これで本日予定された案件は全て終了いたします。

司会 : これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。
本日はありがとうございました。